政務活動費の運用指針の改正について

(令和3年3月改正箇所:令和3年度から適用)

政務活動費として支出できない経費について、次のとおり追加する。

1 政党活動に関する経費

【第2章】

- ・3 (1) に下記「エ」「オ」「※」を追加 (P14)
 - エ 政党が発行する新聞、雑誌、書籍等の購入に要する経費、政党が主催 する研修会の参加に要する経費
 - オ その他直接又は間接的に政党の収入となる経費
 - ※「政党」とは、政治資金規正法に規定する政党をいい、政党本部のほか、 地方支部等も含む。また、会派の議員が所属しているか否かを問わない。
- ・上記の改正に合わせて、3 (1)本文中、「「政党」とは、会派の議員が所属 しているか否かを問わない。また、政治本部のほか、地方支部等も含み、「政 治団体」も政党活動とみなす。」を削除(政党の定義の見直し及び政治団体の 文言の削除)

2 広報広聴費

【第2章】

- ・「6 (3) 留意点2 (4)」に下記「カ」を追加 (P25)
 - カ 政務活動費を充当し印刷又はコピーした資料を政党機関紙に折り込む ことはできない。

3 資料購入費

【第2章】

- ・「6 (7) 留意点【新聞以外の定期刊行物の購読】」に下記を追加 (P30)
 - ・政党発行の書籍、雑誌等は、その内容に関わらず、支出することができない。(政党、政治団体の全てが対象。所属政党か否かは問わない。)
- **※その他** 巻末に参考として、備品の改選時等における取扱いと各会派への 通知等を追加